

**(R4.8～) 新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の臨時休業措置について****【学級閉鎖】**

以下のいずれかに該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- (1) 同一の学級において感染可能期間に登校している複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- (3) その他、教育委員会が必要と判断した場合

※ 上記において、「複数」としている趣旨は、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

**【学年閉鎖】**

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

**【学校全体の臨時休業】**

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

**【学級閉鎖等の期間】**

3日から5日間を目安とし、感染の拡大状況等を踏まえて判断する。

**【臨時休業措置の終了】**

児童生徒等の健康状態等を確認の上、感染の広がりが見られない場合は、臨時休業措置を終了し、学級等を再開する。

保健センターが調査に入った場合等、必要に応じ、臨時休業措置の終了に当たって保健センターの意見を求める。

(参考) 改定事項

令和4年2月版	令和4年8月23日改定
<p><b>【学級閉鎖】</b> 以下のいずれかに該当し、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 同一の学級において感染可能期間に登校している複数の児童生徒等の感染が判明した場合</li><li>(2) 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合</li><li>(3) 1名の感染者が判明し、関連する複数の濃厚接触者が存在する可能性がある場合</li><li>(4) その他、教育委員会が必要と判断した場合</li></ol> <p><b>【学年閉鎖】</b> 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。</p> <p><b>【学校全体の臨時休業】</b> 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。</p> <p><b>【学級閉鎖等の期間】</b> 3日から5日間を目安とし、感染の拡大状況等を踏まえて判断する。</p> <p><b>【臨時休業措置の終了】</b> 児童生徒等の健康状態等を確認の上、感染の広がりが見られない場合は、臨時休業措置を終了し、学級等を再開する。 保健センターが調査に入った場合等、必要に応じ、臨時休業措置の終了に当たって保健センターの意見を求める。</p>	<p><b>【学級閉鎖】</b> 以下のいずれかに該当し、<u>かつ、学級内</u>で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 同一の学級において感染可能期間に登校している複数の児童生徒等の感染が判明した場合</li><li>(2) 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合</li><li>(3) その他、教育委員会が必要と判断した場合</li></ol> <p>※ <u>上記において、「複数」としている趣旨は、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。</u></p> <p><b>【学年閉鎖】</b> 複数の学級を閉鎖し、<u>かつ、学年内</u>で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。</p> <p><b>【学校全体の臨時休業】</b> 複数の学年を閉鎖し、<u>かつ、学校内</u>で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。</p> <p><b>【学級閉鎖等の期間】</b> 3日から5日間を目安とし、感染の拡大状況等を踏まえて判断する。</p> <p><b>【臨時休業措置の終了】</b> 児童生徒等の健康状態等を確認の上、感染の広がりが見られない場合は、臨時休業措置を終了し、学級等を再開する。 保健センターが調査に入った場合等、必要に応じ、臨時休業措置の終了に当たって保健センターの意見を求める。</p>